

選挙

知っていますか

Q&A

選挙のめいすいくん
ファミリー全員集合!!



めいすいくんのお父さん



妹のメイちゃん



選挙のめいすいくん



めいすいくんのお母さん



弟のただしくん

北海道選挙管理委員会
北海道明るい選挙推進協議会

1 選挙の基本原則

ご存じですか？ 選挙の基本原則

主権者である国民の意見が正しく政治に反映されるかどうかは、みなさん（有権者）が、みなさんの代表者を選ぶ「選挙」にかかっているといえます。その代表者を選ぶための選挙制度には次のような原則があります。

平等の原則

性別や納税の有無などにかかわらず、ある一定の年齢に達したすべての国民（資格がない特定の者を除く）に平等に選挙権や被選挙権が与えられます。

投票自由の原則

すべての選挙人は自分自身の判断で自由に投票できます。また、その自由を保障するために投票の秘密が守られています。

公正の原則

すべての選挙人の意思が正しく反映されるためには、選挙が公正に行わなければなりません。



2 選挙権・被選挙権

選べる人は？ 選ばれる人は？

選べる人は

選挙権をもつための要件は、次の積極的要件をすべて満たすとともに、消極的要件のいずれにも該当しないことが必要です。

なお、実質的に選挙権を持つ人でも、選挙人名簿に登録されていなければ実際の選挙で投票することはできません。

積極的要件

選挙の種類	要件の内容			
	国籍要件	年齢要件	住所要件	
衆議院議員	日本国民であること	満18歳以上であること	引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有していること	〈知事・道議会議員の選挙権〉 同一市町村に3ヶ月以上住所を有する人が引き続き道内の他市町村に住所を移してもよい。
参議院議員				
知事				
道議会議員				
市町村長 市町村議会議員				

消極的要件

禁錮以上の刑に処せられてその執行が終わるまでの者	選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
禁錮以上の刑に処せられてその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者又は刑の執行猶予中の者	政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

選ばれる人は

被選挙権は、選挙によって議員、長その他の公職につくことのできる資格です。被選挙権についても、次の積極的要件をすべて満たすとともに、消極的要件（選挙権と同様）のいずれにも該当しないことが必要です。

積極的要件

選挙の種類	要件の内容		
	国籍要件	年齢要件	その他の要件
衆議院議員	日本国民であること	満25歳以上	なし
参議院議員		満30歳以上	なし
知事		満30歳以上	なし
道議会議員		満25歳以上	道議会議員の選挙権を有すること
市町村長		満25歳以上	なし
市町村議会議員		満25歳以上	当該市町村議会議員の選挙権を有すること

3

選挙人名簿

選挙権があれば、投票できるのですか？

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿は、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票のときに照合するなど選挙人の範囲を確定しておくために選挙人を登録する公簿です。

選挙人名簿の登録は住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等の届出は必ずその日から14日以内に行ってください。

登録資格

登録されるには次の資格が必要です。

1. 年齢満18歳以上の日本国民であること。
2. 住民票が作成された日（転入届出をした日）から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていること。

※実際に住んでいる市町村で投票できるよう、住所を移転する時には、正確な住民票の届出を行きましょう。

次の場合も選挙人名簿に登録されます。

1. 旧住所地における住民票の登録期間が3ヶ月以上である17歳の人が転出後4ヶ月以内に、新住所地において18歳となったが、新住所地における住民票登録期間が3ヶ月未満である場合。
2. 旧住所地における住民票の登録期間が3ヶ月以上である18歳以上の人が選挙人名簿に登録される前に転出をしてから4ヶ月以内で、かつ新住所地における住民票の登録期間が3ヶ月未満である場合。

登録の時期

次の時期に登録されます。

1. 定時登録…年に4回（3月、6月、9月、12月）、それぞれの月の1日を基準日として登録資格のある者を同日※に登録します。
2. 選挙時登録…選挙の都度登録の基準日、登録日を定めて登録します。

登録にはこの2通りがありますが、一度登録されると登録資格に異動が生じない限り永久に登録されます。

※同日が地方公共団体の休日に当たる場合（登録月の1日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にある場合を除く。）には登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。

登録の抹消

次のときは選挙人名簿から抹消されます。

1. 死亡又は日本国籍を失ったとき
2. 他の市町村に住所を移して4ヶ月経過したとき
3. 誤って登録されたとき

名簿の閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。

具体的には、次のような場合に閲覧できます。

- ・選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
- ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために必要な場合
- ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合

なお、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません。



4 投票

投票はどのように行われるのですか？



投票所は**午前7時**に開き、**午後8時**に閉じます。

※一部この時間を変更する投票所もあります。

投票日に、自分の所属する投票区の**1投票所**※1に**入場券**※2を持って行き、**2受付係**・**3名簿対照係**で対照を受け、**4投票用紙交付係**で投票用紙をもらいます。**5投票記載所**で、投票用紙に選みたい候補者1人の氏名を自分で書き※3**6投票箱**に投函します。

- ・衆議院比例代表選出議員選挙では、衆議院名簿届出政党等の名称を記載します。
- ・参議院比例代表選出議員選挙では、候補者の氏名を記載します。ただし、候補者の氏名に代えて、参議院名簿届出政党等の名称を記載することができます。



5

きじつぜん
期日前投票及び
不在者投票

投票当日、都合が悪く 投票できないときは？

投票日に仕事や旅行、その他の用事の予定がある人は、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から投票日前日まで、市区町村役場などに設けられる期日前投票所で期日前投票を行うことができます。

長期の出張などで滞在先の他の市区町村選挙管理委員会で投票する場合、病院、老人ホーム等の指定施設で投票する場合、投票日までに18歳になる人で、当日、都合により投票所に来られない場合などは不在者投票を行うことができます。

期日前投票

期日前投票の事由

1. 投票日当日、職務や業務などに従事するとき
(仕事、学業、地域の行事の役員、自身または親族の冠婚葬祭など)
2. 投票日当日、用務や事故のため、投票区の区域外に旅行や滞在をするとき
3. 投票日当日、出産、手術等により歩行が困難であると見込まれるとき など

旅行の前には期日前投票を、長期の出張中の滞在先では不在者投票を行うことができます。



期日前投票のできる期間・時間

選挙期日の公示又は告示の日の翌日から投票日前日まで、毎日（土曜・日曜・祝日の区別なく）原則として**午前8時30分から午後8時まで**行うことができます。

※一部開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを行う投票所もあります。また、期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所で投票期間や投票時間が異なることがあります。

期日前投票のできる場所

お住まいの市区町村役場などに設けられる「期日前投票所」において行うことができます。

不在者投票

不在者投票の事由

期日前投票の事由と同じ

不在者投票のできる期間

期日前投票の期間と同じ

※時間については、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へご確認ください。

不在者投票のできる場所

不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所

期日前投票及び不在者投票の具体的な手続きなどは、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。



6 在外投票

外国にいても 選挙に参加できるのですか？

海外に在住している人についても、国政選挙に参加できる在外投票制度があります。

対象となる選挙は、国政選挙（衆議院議員及び参議院議員）です。

在外投票をするには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受ける必要があります。

在外選挙人名簿に登録されるためには、申請者本人又は申請者の同居家族等が大使館や領事館などに出向いて申請をすることになります。^(注)

在外投票の投票方法は、投票記載場所が設けられている在外公館等において行う「在外公館投票」、郵便等を利用する「郵便等投票」のほか選挙人が一時帰国した場合などは、国内の投票と同様の手続きで投票ができます。

(注) 平成30年6月までに現行の在外公館申請に加え、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている人については、出国時に申請を行うことができるように改正される見込みです。

7 選挙運動

選挙運動はいつからできるのですか？

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、原則として投票日の前日までの間しか行うことができません。したがって、立候補届出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されています。

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	少なくとも 12日間
参議院議員選挙	少なくとも 17日間
知事選挙	少なくとも 17日間
道議会議員選挙	少なくとも 9日間
札幌市長選挙	少なくとも 14日間
札幌市議会議員選挙	少なくとも 9日間
市長・市議会議員選挙	少なくとも 7日間
町村長・町村議会議員選挙	少なくとも 5日間

8 選挙運動

選挙運動はだれでもできるのですか？

選挙事務関係者など特定の者については、選挙運動が禁止されています。

選挙運動を禁止されている人

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検察官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏、徴税吏員など）
- 年齢満18歳未満の者（単純労務は許されています。）
- 選挙犯罪を犯したため、選挙権及び被選挙権を有しない者
- 政治資金規正法違反により、選挙権及び被選挙権を有しない者

地位を利用しての選挙運動が禁止されている人

- 国・地方公共団体の公務員又は行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員、職員
- 公庫の役員又は職員
- 教育者

9 選挙運動

自由にできる選挙運動はありますか？

次の行為は、選挙運動期間中（公示（告示）日から投票日の前日までの間）は自由に行うことができます。

1. 個々面接

デパート・電車・バスの中あるいは街頭等でたまたま出会った知人などに、投票の依頼をすることです。



2. 電話による選挙運動

だれにでも自由に行えます。なお、候補者等から指令を受けて電話するような場合には、その料金は選挙運動費用に算入されます。



10 選挙運動

インターネット選挙運動

次によりインターネットを使って選挙運動を行うことができます。

- ・有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ・候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。



※ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報（ツイッターのユーザー名や返信用フォームのURL等）を表示することが義務付けられています。

電子メールを利用する方法により選挙運動を行う場合も、氏名や電子メールアドレス等を表示すること等が義務付けられています。

11 選挙運動

してはいけない選挙運動は？

次の行為はすべて禁止されています。

1. 戸別訪問



選挙運動の目的で戸別に選挙人の家などを訪問することはできません。

2. 署名運動



選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して、署名運動をすることはできません。

3. 飲食物の提供



選挙運動に関して飲食物を提供することは、原則としてできません。また、候補者はもちろんだれもが飲食物（酒等）を陣中見舞いとして選挙事務所に差し入れすることもできません。

12 寄附禁止 寄附禁止ルールを守りましょう

次の行為はすべて禁止されています。



1. 政治家の寄附



政治家(候補者、候補者となろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

2. 政治家に対する寄附の勧誘・要求



有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

3. 政治家の関係団体の寄附



政治家が役職員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

4. 後援団体の寄附



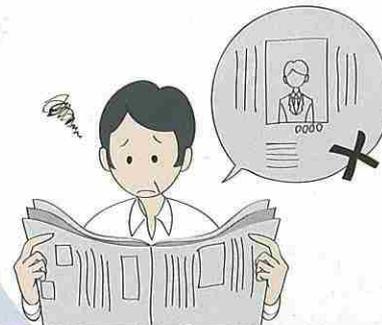
後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

5. 年賀状等のあいさつ状



政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

6. あいさつを目的とする有料広告



政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

1.2.3.4及び6によって処罰されると、**公民権停止**の対象となります。

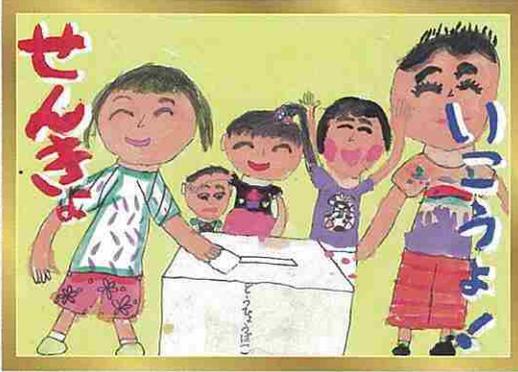
※詳しくは、北海道選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>

平成28年度

明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

小学生の部



札幌市立新光小学校2年
内山 みなも さん



函館市立弥生小学校2年
伊藤 晴哉 さん



函館市立港小学校5年
小川 愛未 さん



函館市立本通小学校5年
石川 優夢 さん



函館市立柏野小学校5年
番匠 いろは さん



登別市立幌別西小学校6年
高橋 雄希 さん



札幌市立前田北小学校6年
安宅 ひより さん

明るい選挙をテーマとしたポスターは
毎年募集しています。
たくさんの応募をお待ちしています。



平成28年度

明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

中学生の部

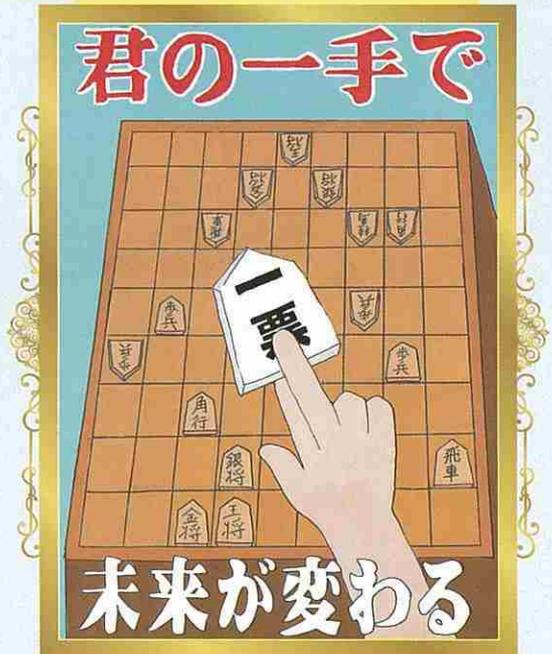
公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞



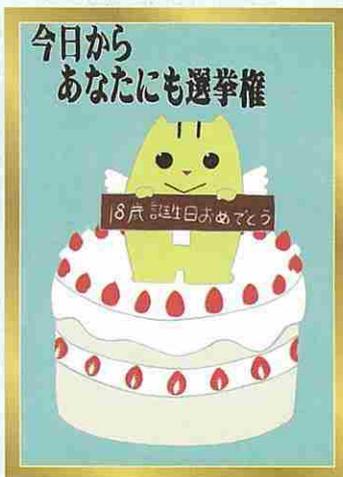
函館市立本通中学校1年
二本柳 優菜 さん



函館市立桔梗中学校2年
鳴海 清花 さん



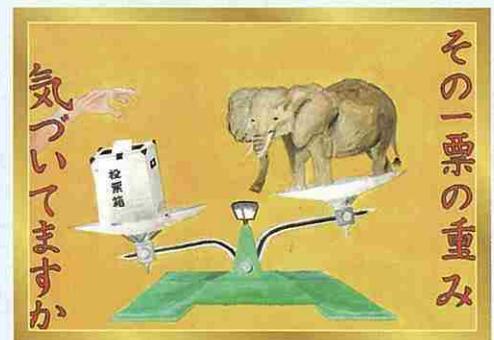
函館市立本通中学校2年 扇谷 孔平 さん



函館市立本通中学校2年
山本 幹太 さん



函館市立光成中学校3年
木戸 風香 さん



鷹栖町立鷹栖中学校2年
利根川 涼 さん

高校生の部



北海道
釧路東高等学校3年
高橋 莉央 さん



北海道
釧路東高等学校3年
一戸 香那 さん

編集・発行

北海道選挙管理委員会 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 / 電話：011-204-5153

※ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>

(平成29年6月発行)